

京都市景観計画の変更概要（主な項目）

1 景観政策の進化の概要の記載（変更頁 P.7）

全体計画における京都の景観政策に、平成 22 年度取り組んだ景観政策の進化の概要を記載します。

2 美観地区における良好な景観の保全に関する地域別方針の一部変更

- ・ 岸辺型美観地区のうち、伝統的な建物が連担する岸辺について、歴史的町並み地区として地区別方針を定めます。（P.77～80，別図6）
- ・ 沿道型美観地区及び沿道型美観形成地区で、主要幹線道路の高層建築物のスカイライン形成を図るための方針を定めます。（P.87～90）
- ・ 良好な沿道の町並み景観の保全・形成を図るべき幹線道路沿道及び主要駅ターミナル周辺を、沿道型美観形成地区として地区別方針を定めます。（P.91～94，別図6）

3 建造物修景地区における建築物の形態意匠の制限の整理

- ・ 塔屋等の高さ制限及び建築物の屋根、外壁等の形態意匠の制限を分かりやすくしました。（P.101～106）
- ・ 仮設建築物等については、景観の形成上支障がない範囲において、形態意匠の制限の全部又は一部を適用除外とします。（P.107）